

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 27 日

瀬戸市教育委員会

委員長 水野教雄

瀬戸市教育委員会規則第 1 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(瀬戸市教育委員会会議規則の一部改正)

第 1 条 瀬戸市教育委員会会議規則（昭和 31 年瀬戸市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第 1 章 総則（第 1 条）	第 1 章 総則（第 1 条）
第 2 章 <u>削除</u> （第 2 条・第 3 条）	第 2 章 <u>委員長及び委員長職務代理者の選出方法</u> （第 2 条・第 3 条）
第 3 章 会議（第 4 条—第 14 条）	第 3 章 会議（第 4 条—第 14 条）
第 4 章 会議録（第 15 条・第 16 条）	第 4 章 会議録（第 15 条・第 16 条）
第 5 章 請願及び陳情（第 17 条・第 18 条）	第 5 章 請願及び陳情（第 17 条・第 18 条）
第 6 章 傍聴（第 19 条—第 23 条）	第 6 章 傍聴（第 19 条—第 23 条）
第 7 章 雑則（第 24 条）	第 7 章 雑則（第 24 条）
附則 (趣旨)	附則 (趣旨)
第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。） <u>第 16 条</u> の規定に基づき、瀬戸市教育委員会（以下「委員会」とい	第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。） <u>第 15 条</u> の規定に基づき、瀬戸市教育委員会（以下「委員会」とい

う。)の会議その他委員会の議事の運営に関し
必要な事項を定めるものとする。

第2章 削除

第2条及び第3条 削除

(会議の種類等)

第4条 <省略>

2 定例会は、毎月第2木曜日に招集するものとする。ただし、教育長は、特に必要があると認めるときは、招集日を変更することができる。

3 臨時会は、教育長が必要と認めたとき、又は委員2人以上から会議に付議すべき事件を示して招集の請求があったときに招集する。

(会期)

第5条 会議の会期は、1日とする。ただし、教育長は、特に必要があると認めるときは、会議に諮って会期を延長することができる。

(招集の手続等)

第6条 会議の招集は、教育長が会議の日時及び

う。)の会議その他委員会の議事の運営に関し
必要な事項を定めるものとする。

第2章 委員長及び委員長職務代理者の選出方法

(委員長の選挙等)

第2条 法第12条第1項の規定による委員長の選挙は、単記無記名投票によるものとし、有効投票の最多数を得たものをもって当選人とする。ただし、最多数を得た者が2人以上あるときは、くじで当選人を定めるものとする。

2 委員会は、委員中に異議がないときは、前項の選挙につき指名推選の方法を用いることができる。

3 前項の指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって当選人と定めるべきかどうかを会議に諮り、委員の全員の同意があった者をもって当選人とする。

(委員長職務代理者の指定)

第3条 委員長職務代理者の指定は、前条の規定を準用する。

(会議の種類等)

第4条 <省略>

2 定例会は、毎月第2木曜日に招集するものとする。ただし、委員長は、特に必要があると認めるときは、招集日を変更することができる。

3 臨時会は、委員長が必要と認めたとき、又は委員2人以上から会議に付議すべき事件を示して招集の請求があったときに招集する。

(会期)

第5条 会議の会期は、1日とする。ただし、委員長は、特に必要があると認めるときは、会議に諮って会期を延長することができる。

(招集の手続等)

第6条 会議の招集は、委員長が会議の日時及び

場所並びに会議に付議すべき事件をあらかじめ委員に通知して行う。

2 教育長は、前項の規定による通知を行ったときは、直ちに会議の日時及び場所並びに会議に付議すべき事件を告示するものとする。ただし、急施を要するときは、この限りでない。

3 委員は、会議に遅参し、又は出席することができないときは、あらかじめその旨及び理由を教育長に届け出なければならない。

(議席)

第7条 委員の議席は、教育長が定めるものとする。

(会議の公開)

第7条の2 会議は、これを公開する。ただし、人事に関する事件等について、教育長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会とすることができる。

(開会及び閉会)

第8条 開会及び閉会は、教育長が宣言する。

(議事日程)

第9条 教育長は、議事日程を作成し、あらかじめ委員に配付しなければならない。ただし、急施を要する場合は、これを省略することができる。

(会議の順序)

第10条 会議は、おおむね次の順序で行う。

- (1) <省略>
- (2) 前回会議録の承認
- (3)から(6)まで <省略>

(動議)

第11条 <省略>

2 動議が提出されたときは、教育長は、会議に諮ってこれを議題としなければならない。

場所並びに会議に付議すべき事件をあらかじめ委員に通知して行う。

2 委員長は、前項の規定による通知を行ったときは、直ちに会議の日時及び場所並びに会議に付議すべき事件を告示するものとする。ただし、急施を要するときは、この限りでない。

3 委員は、会議に遅参し、又は出席することができないときは、あらかじめその旨及び理由を委員長に届け出なければならない。

(議席)

第7条 委員の議席は、委員長が定めるものとする。

(会議の公開)

第7条の2 会議は、これを公開する。ただし、人事に関する事件等について、委員長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会とすることができる。

(開会及び閉会)

第8条 開会及び閉会は、委員長が宣言する。

(議事日程)

第9条 委員長は、議事日程を作成し、あらかじめ委員に配付しなければならない。ただし、急施を要する場合は、これを省略することができる。

(会議の順序)

第10条 会議は、おおむね次の順序で行う。

- (1) <省略>
- (2) 前会会議録の承認
- (3)から(6)まで <省略>

(動議)

第11条 <省略>

2 動議が提出されたときは、委員長は、会議に諮ってこれを議題としなければならない。

(発言)

第12条 発言しようとする者は、教育長の許可を得なければならない。

2 2人以上が発言を求めたときは、教育長は、先に発言したと認めた者を指名して発言させるものとする。

3 <省略>

4 教育長は、発言について時間を制限することができる。

(採決)

第13条 教育長は、議題につき論旨が尽きたと認めたときは、会議に諮って採決しなければならない。

2 採決の方法は、挙手、記名投票及び無記名投票の3種とし、教育長が適宜これを採用する。

(会議録の記載事項)

第15条 会議録には、会議の次第及び次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)及び(2) <省略>

(3) 教育長の報告の要旨

(4)から(7)まで <省略>

(8) その他教育長又は会議において必要と認めた事項

(会議録の作成等)

第16条 会議録は、教育長があらかじめ指定した事務局の職員が作成し、次回の会議において承認を受けなければならない。

2 会議において前項の承認をしたときは、教育長は、会議録に署名し、公開するものとする。

3 秘密会の会議録は、前条及び前2項に準じて別に作成する。ただし、秘密会の会議録は公開しない。

(発言)

第12条 発言しようとする者は、委員長の許可を得なければならない。

2 2人以上が発言を求めたときは、委員長は、先に発言したと認めた者を指名して発言させるものとする。

3 <省略>

4 委員長は、発言について時間を制限することができる。

(採決)

第13条 委員長は、議題につき論旨が尽きたと認めたときは、会議に諮って採決しなければならない。

2 採決の方法は、賛否の発言、記名投票及び無記名投票の3種とし、委員長が適宜これを採用する。

(会議録の記載事項)

第15条 会議録には、会議の次第及び次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)及び(2) <省略>

(3) 委員長及び教育長の報告の要旨

(4)から(7)まで <省略>

(8) その他委員長又は会議において必要と認めた事項

(会議録の作成等)

第16条 会議録は、委員長が事務局職員のうちから教育長の推薦する者を指名して、これを作成させるものとする。

2 委員長及び教育長は、会議録に署名しなければならない。

3 秘密会の会議録は、前条及び前2項に準じて別に作成する。

<p>(請願)</p> <p>第17条 委員会に対する請願は、文書により請願の要旨、提出年月日並びに請願者の住所及び氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）を記載し、押印したうえ、教育長に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>教育長</u>は、請願書を受理したときは、これを会議に付し、その採否を決めなければならない。</p> <p>3 <省略></p> <p>(陳情)</p>	<p>(請願)</p> <p>第17条 委員会に対する請願は、文書により請願の要旨、提出年月日並びに請願者の住所及び氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）を記載し、押印したうえ、<u>教育長を通じて委員長</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>委員長</u>は、請願書を受理したときは、これを会議に付し、その採否を決めなければならない。</p> <p>3 <省略></p> <p>(陳情)</p>
<p>第18条 <u>教育長</u>は、陳情書その他のもので、その内容が請願に適合するものと認めるときは、請願の例により、これを処理しなければならない。</p> <p>(傍聴の手続等)</p>	<p>第18条 <u>委員長</u>は、陳情書その他のもので、その内容が請願に適合するものと認めるときは、請願の例により、これを処理しなければならない。</p> <p>(傍聴の手続等)</p>
<p>第19条 <省略></p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>(3) 前2号に掲げる者のほか、<u>教育長</u>が傍聴を不相当と認める者</p> <p>(傍聴人数の制限)</p>	<p>第19条 <省略></p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>(3) 前2号に掲げる者のほか、<u>委員長</u>が傍聴を不相当と認める者</p> <p>(傍聴人数の制限)</p>
<p>第20条 <u>教育長</u>は、特に必要があると認めるときは、傍聴人の員数を制限することができる。</p> <p>(行為の禁止)</p>	<p>第20条 <u>委員長</u>は、特に必要があると認めるときは、傍聴人の員数を制限することができる。</p> <p>(行為の禁止)</p>
<p>第21条 <省略></p> <p>(1)から(4)まで <省略></p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、<u>教育長</u>が指定すること。</p> <p>(違反に対する措置)</p>	<p>第21条 <省略></p> <p>(1)から(4)まで <省略></p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、<u>委員長</u>が指定すること。</p> <p>(違反に対する措置)</p>
<p>第22条 <u>教育長</u>は、傍聴人が前条の規定に違反したときは、これを制止し、その命令に従わな</p>	<p>第22条 <u>委員長</u>は、傍聴人が前条の規定に違反したときは、これを制止し、その命令に従わな</p>

教育 長 印	瀬戸市教育委員会 教育長印	古 印 体	2	一般公 文書用	学 校 教 育 課 長	職 務 代 理 者 印	瀬戸市教育委員会 教育長印	古 印 体	2	一般公 文書用	学 校 教 育 課 長	2	1	宣 課 長
			1						1					
<省略>						<省略>								

(瀬戸市教育委員会公告式規則の一部改正)

第3条 瀬戸市教育委員会公告式規則（昭和60年瀬戸市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第15条</u>第2項の規定に基づき、教育委員会規則（以下「規則」という。）その他教育委員会の定める規程で公表を要するものの公布又は公表に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(規則の公布)</p> <p>第2条 規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に<u>教育長</u>が署名しなければならない。</p> <p>2 <省略></p> <p>(教育委員会の定める規程の公表)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第14条</u>第2項の規定に基づき、教育委員会規則（以下「規則」という。）その他教育委員会の定める規程で公表を要するものの公布又は公表に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(規則の公布)</p> <p>第2条 規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に<u>委員長</u>が署名しなければならない。</p> <p>2 <省略></p> <p>(教育委員会の定める規程の公表)</p>

<p>第3条 教育委員会の定める規程で公表を要するものを公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び<u>教育長</u>の氏名を記入し、<u>教育長印</u>を押さなければならない。</p> <p>2 <省略></p>	<p>第3条 教育委員会の定める規程で公表を要するものを公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び<u>委員長</u>の氏名を記入し、<u>委員長印</u>を押さなければならない。</p> <p>2 <省略></p>
--	--

(瀬戸市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第4条 瀬戸市教育委員会事務局組織規則（平成17年瀬戸市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(趣旨)			(趣旨)		
<p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第17条</u>第2項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号）第6条の規定に基づき、瀬戸市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>			<p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第18条</u>第2項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号）第6条の規定に基づき、瀬戸市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>		
(職制)			(職制)		
<p>第7条 法令に特別の定めがあるものを除くほか、次の表の組織欄に掲げる組織にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。</p>			<p>第7条 法令に特別の定めがあるものを除くほか、次の表の組織欄に掲げる組織にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。</p>		
組織	職名	職務	組織	職名	職務
部	部長	<u>上司の命を受け、部の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。</u>	部	部長	<u>教育長を補佐し、教育長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。</u>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
2 <省略>			2 <省略>		

<省略>	<省略>
3 <省略>	3 <省略>
<省略>	<省略>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条の規定により、なお従前の例により在職するものとされた教育長のその任期中においては、この規則による改正後の瀬戸市教育委員会会議規則、瀬戸市教育委員会公印規則、瀬戸市教育委員会公告式規則及び瀬戸市教育委員会事務局組織規則の規定中教育長及び委員長に関する部分は、適用せず、この規則による改正前の瀬戸市教育委員会会議規則、瀬戸市教育委員会公印規則、瀬戸市教育委員会公告式規則及び瀬戸市教育委員会事務局組織規則の規定中教育長及び委員長に関する部分は、なおその効力を有する。